

専門機関の相談・通報窓口一覧表（詳細版）

項目/名称	違法・有害情報 相談センター	法務局・地方法務局 (人権相談)	一般社団法人セーフラインインターネット協会 (SIA)		インターネット・ホットライン センター (IHC)	日本司法支援センター (法テラス)	
			セーフライン	誹謗中傷ホットライン			
運営主体 (または委託主体)	(総務省委託事業)	法務省	一般社団法人	一般社団法人	(警察庁委託事業)	法務省所管の法人	
公式サイトURL	https://ihaho.jp/	https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html	https://www.safe-line.jp/	https://www.saferinternet.or.jp/bullying/	https://www.internethotline.jp/	https://www.houterasu.or.jp/	
相談対象者	誰でも	誰でも	誰でも (リベンジポルノは被害者ご本人)	誰でも (被害者ご本人、児童の場合は保護者の方や学校関係者)	誰でも (webフォームによる通報受理のみ。相談窓口ではない)	法制度情報、相談窓口に関する情報提供：誰でも 弁護士による法律相談：資力要件を満たした方	
特徴	インターネット上の違法・有害相談について幅広く受付。海外の事業者を使うサービスについても相談対応	相談者の意向に応じ、対象情報の違法性を判断した上で、プロバイダ等に対して「削除要請」を実施	児童ポルノ リベンジポルノ	誹謗中傷情報	インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報の受理、警察への情報提供及びプロバイダ等への削除依頼等の実施、児童ポルノへの対応としてINHOPEに加盟し国際的に連携。	一般的な法制度情報や相談窓口の情報を案内（インターネットに特化していない）	
アクセス	Webフォーム	○	○	○	○	○	
	メール	×	○	×	×	×	
	補足事項	—	メールの初回はWebフォームから登録	—	—	—	相談内容はWebフォームから送信登録 回答はメールで送付 (回答への返信は不可)
	電話	×	○	×	×	○	
	対面	×	○	×	×	○	
相談への対応	削除方法案内	○	○	○	○	△※	
	開示請求方法案内	○	○	×	△※1	△※	
	削除依頼送付	×	○	○	△※2	△※	
	海外サイトへの対応	○	○	○	○	△※	
	その他	・弁護士・警察等案内	・削除要請の方法について助言するほか、法テラスや弁護士、警察等の関係機関を紹介			・IHCのHP上で事案に応じた通報窓口、相談窓口及び参考サイトを案内	
補足事項				※1_解説はしていない ※2_削除等の対応を促す通知	※民事法律扶助（無料法律相談、弁護士費用等の立替制度）により、弁護士が対応できる場合がある		
取扱又は相談対象内容	権利侵害						
	名誉毀損、信用毀損（誹謗中傷）	○	○	×	○	○	
	なりすまし	○	○	×	×	○	
	プライバシー侵害	○	○	×	×	○	
	著作権、商標権	○	—※	×	×	○	
	違法情報						
	わいせつ	○	—※	○	×	○※	
	リベンジ	○	—※	○	×	△※1	
	児童ポルノ	○	—※	○	×	○※	
	いじめ	○	—※	○	×	○※	
	薬物等	△	—※	○	×	×	
	詐欺等	△	—※	×	×	○※	
	それ以外	○	—※	○※	×	○※2	
	有害情報						
	グロテスク	△	—※	△	×	×	
自殺	△	—※	○	×	○※3		
青少年有害	○	—※	×	×	×		
他者への差別	○	—※	×	×	×		
フェイク	△	—※	×	×	×		
重要犯罪密接関連情報（注）	△	—※	○	×	○		
それ以外	○	—※	—	×	×		
問合せ	補足事項	・「違法情報」や「有害情報」は「権利侵害」に分類される内容であれば「削除依頼方法」等を相談者に案内。 ・上記のいずれにも当てはまる事が想定されない相談対象は、適切な相談窓口や通報先を案内（「△」で表記）。 ・発信者側からの相談（自身で発信した内容の削除/発信者情報開示請求への対応等）	※インターネット上の人権侵害情報に関する相談に限らず、個別具体的な人権侵害に関する相談を受付 ・上記「○」に区分される情報であっても、相談者の意向によっては関与できない場合もある。	※売春の誘引、通帳譲渡、フィッシング、不正アクセス	※1_わいせつ、児童ポルノに該当する場合 ※2_売春目的等の誘引、出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為、預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引、携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引、識別符号の入力を不正に要求する行為、不正アクセス行為を助長する行為 ※3_自殺関与及び自殺の誘引・勧誘についての情報	※権利侵害を受けた被害者、被害者のご家族、又は加害者からの相談に対応している。ただし、必ずしも専門的な法律相談が受けられるわけではない。	
	相談者	https://ihaho.jp/	・各法務局の代表番号	https://www.safe-line.jp/report/	https://www.saferinternet.or.jp/bullying/hibouform/	https://www.internethotline.jp/contacts/edit	・法テラス・サポートダイヤル (0570-078374) ※相談者が犯罪被害者の場合は、犯罪被害者支援ダイヤル (0120-079714)
			インターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/ 子どもの人権SOS-eメール https://www.jinken.go.jp/kodomo				
		みんなの人権 110番 0570-003-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 子どもの人権 110番 0120-007-110					

注：個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪と密接に関連する情報（拳銃等の譲渡、爆発物・銃砲等の製造、殺人・強盗等の犯罪行為の請負・誘引・仲介等）

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ（主にウイルスや不正アクセス）に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」が
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>